

これまでに審査した事件は？

これまでに全国の検察審査会が審査した事件数は15万件に上り、その中には、交通事故や窃盗など身近で起こる事件だけでなく、水俣病事件、日航ジャンボジェット機墜落事件、薬害エイズ事件、明石花火大会事件といった社会の注目を集めた事件もあります。

また、検察審査会が審査した結論に基づいて、検察官が再検討した結果、起訴した事件は1400件を超え、その中には、懲役10年といった重い刑に処せられたものもあります。

検察審査会のある場所は？

検察審査会は全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。

詳しい情報をお知りになりたい方は、検察審査会のホームページ(<http://www.courts.go.jp/kensin/>)をご覧ください。検察審査会事務局までお問い合わせください。

視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検察審査員又は補充員に選ばれた場合、検察審査会に参加しやすいよう検察審査会事務局において準備をします。検察審査会事務局までお問い合わせください。



●ごぞんじですか？●

検察審査会

不起訴には11人の審査の目

最高裁判所

検察審査会とは？

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったことのよしあしを審査しています。

昭和23年の法施行から、これまで50万人以上の方が検察審査員又は補充員に選ばれています。

不起訴処分



審査はどのうとき？

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から申立てがあったときに審査を始めます。

申立てがなくても、新聞記事などをきっかけに審査を始めることもあります。

申立て



申立ての費用は？

審査の申立てや相談には、費用はかかりません。

審査の方法は？

検察庁から取り寄せた事件の記録などを調べ、国民の視点で審査します。

法律上の問題点などについて、弁護士（審査補助員）の助言を求めることもできます。

会議は非公開で行われるので、自由な意見を活発に出し合うことができます。

審査



審査の結果は？

審査をした結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴をすべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官は、事件を再検討します。

起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合には、改めて検察審査会で審査し、その結果、起訴をすべきであるという議決（起訴議決）があった場合には起訴の手続がとられます。

議決書の送付

